

所得税・市県民税 下野市申告相談のお知らせ

●受付会場

- ・南河内地区会場(南河内庁舎北側別館会議室)
- ・石橋地区会場(石橋庁舎3階会議室)
- ・国分寺地区会場(国分寺庁舎隣 国分寺公民館内 I T 研修室)

●受付期間

2月18日(月)～3月15日(金)
(土・日を除く)

●受付時間

午前の部 9時～11時
午後の部 1時～3時30分

【日程は左表(11ページ)のとおり】

市では、次のとおり所得税及び市県民税の申告相談を行います。

申告を忘れてしまいますと、「各種証明書等を発行することができない」「国民健康保険税の軽減措置が受けられない」等の支障をきたすことがあります。必ず期限内に申告してください。

■問い合わせ先

税務課 ☎(40) 5554



■申告相談に必要なもの

- 印鑑
 - 前年中の収入金額と必要経費のわかる書類(事業所得の収支内訳書や給与・年金の源泉収票等)
 - 社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料等)の支払金額を証明するもの
 - 障害者控除を受ける方は、障害者手帳などその障害を証明するもの
 - その他各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書(医療費控除、住宅ローン控除等)
 - 銀行などの本人名義の口座番号(還付を受ける場合に必要です)
- ※収支内訳書は帳簿等を基に事前に作成しておいてください。

※医療費の領収書はあらかじめ金額を計算し、『医療費の明細書』(税務署や国税庁のホームページから入手できます)に記入のうえ、領収書を添付して提出してください。

■その他

- 東日本大震災に関して建物の修繕等を平成24年中に行った方で、昨年の確定申告で損失額を確定していなかった方は、修繕箇所やその内容に応じて過年度分の申告が必要になる場合があります。必要書類や計算過程が複雑ですので、事前にお問い合わせのうえ申告をしてください。
- 譲渡所得(株式等)・贈与所得・青色申告・過年度申告などをされる方は栃木税務署(栃木商工会議所大ホール)にて申告してください。

栃木税務署からの
お知らせです

所得税の確定申告は正しくお早めに

栃木税務署の所得税の申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

平成24年分の所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告相談及び受付を以下のとおり実施します。

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
会場	「栃木商工会議所大ホール」	栃木市片柳町2丁目1番46号
開設期間	2月18日(月)～3月15日(金)	2月18日(月)～3月12日(火)
受付時間	午前9時～午後4時	午前9時～午後3時

※土・日曜日は開設していません。

※開設期間中は、栃木税務署庁舎での申告相談は行っていませんのでご注意ください。

※申告会場では、現金納付の窓口業務は行っていませんのでご了承ください。

※栃木商工会議所では、電話等でのお問い合わせを行っていません。

※申告会場の駐車場は、混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

(注) 還付申告の方は、平成25年2月18日(月)以前でも税務署に申告書を提出することができます。

■問い合わせ先 栃木税務署 ☎0282-22-0885